













(表紙含む9枚)
 作成年月日：R 3. 12. 6

令和4年度高遊原分屯地で使用する電気

決 裁	合 議					
	管理科長	営繕班長	電 気		合 議	
						

所 掌		合 議		電 気 係
派遣隊長	施設班長			
				

陸上自衛隊高遊原分屯地施設班

仕 様 書

1 件 名 令和4年度高遊原分屯地で使用する電気

2 概 要

- (1) 需要場所 陸上自衛隊高遊原分屯地
熊本県上益城郡益城町大字小谷1812番地
- (2) 業種及び用途 官公署（国家事務）

3 仕 様

- (1) 供給電気方式、供給電圧（標準電圧）、計量電圧（標準電圧）、標準周波数、電気方式及び蓄熱式負荷設備の有無
 - ア 供給電気方式 交流3相3線式
 - イ 供給電圧（標準電圧） 6,000ボルト
 - ウ 計量電圧（標準電圧） 6,000ボルト
 - エ 標準周波数 60ヘルツ
 - オ 受電方式 1回線受電
 - カ 蓄熱式負荷設備の有無 有（氷蓄熱（氷蓄熱 9.48m³）
蓄熱設備 三菱電機 PUHY-J355IM-B × 1台
PUHY-J450IM-B × 2台
昼間時間から夜間時間への負荷移行を行っている。
計量電圧（標準電圧） 210V
 - キ 受電設備の総容量 2,950KVA
 - ク コンデンサの総容量 175KVA
- (2) 契約電力および電力使用量
 - ア 契約電力 520KW
力 率 100%
 - イ 予定使用電力量 1,930,000キロワット時
（月別の使用電力量は、電力使用予定表による）
- (3) 供給電気の種類等
「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再生可能エネルギー比率100%とすること。
（参照:付紙第1「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要<http://there100.org/going-100>）
- (4) 契約期間
令和4年4月1日00:00～令和5年3月31日24:00

- (5) 電力量等の検針
 自動検針装置 有
 電力会社の検針方法 自動検針
 計量器の構成 三菱電機(株) 電力需給用複合計器(時間帯別・普通級)
 型番 WM3EJ-R形
 製造年月日 2014年
 交流3相3線式 110ボルト 5アンペア 60ヘルツ
 計器定数 1,000パルス/キロワット秒・1,000パルス/キロバール秒
 パルス定数 50,000パルス/キロワット時(パルス記号SV)
 VCT 6,600/110ボルト 50/5アンペア
- (6) 需給地点
 需給場所における陸上自衛隊高遊原分屯地受電所の屋外に設置した自立型高圧気中開閉器の電源側接続点
- (7) 計量地点
 陸上自衛隊高遊原分屯地受電所内の引込断路器の負荷側直後
- (8) 電気工作物の財産分界点
 需給地点に同じ、ただし計量地点における計量装置は九州電力送配電株式会社が所有する装置とする。
- (9) 保安上の責任分界点
 需給地点に同じ

4 対価の支払方法

電気事業者は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、部隊側に書面(付紙第2)で半期ごと提出することとする。

5 その他

- (1) 力率は契約期間中100%と想定し、フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- (2) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのない供給条件については、供給者の定める条件による。
- (3) 時間帯別(昼間・夜間・ピーク等)の契約の場合は、検針表で検針指示値を記載し、それぞれの差し引き数値が確認できるようにすること。
- (4) 燃料調整費・太陽光発電促進付加金及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- (5) 契約電力及び最大需用電力の単位は、1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- (6) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- (7) 力率の単位は1%とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- (8) 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

- (9) 消費税額及び地方消費税の単位は、1円としその端数は小数点以下を切り捨てる。
- (10) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡に関し付紙第3に掲げる条件を満たすこと。
- (11) その他、この仕様書に定めのない事項については部隊側と電気事業者で協議の上、決定するものとする。

令和4年度高遊原分屯地電力使用予定表

(令和4年4月1日～令和5年3月31日までの期間)

	昼間(夏季)電力量 (KWH)	夜間電力量 (KWH)	ピーク電力量 (KWH)	使用電力量 (KWH)
4月分	73,000	48,000		121,000
5月分	67,000	54,000		121,000
6月分	110,000	55,000		165,000
7月分	103,000	78,000	32,000	213,000
8月分	88,000	71,000	27,000	186,000
9月分	91,000	69,000	29,000	189,000
10月分	105,000	55,000		160,000
11月分	85,000	54,000		139,000
12月分	95,000	61,000		156,000
1月分	93,000	73,000		166,000
2月分	94,000	62,000		156,000
3月分	101,000	57,000		158,000
合計	1,105,000	737,000	88,000	1,930,000

- ・昼間電力量…毎日午前8時から午後10時までの時間で使用する電力量
ただし、ピーク時間ならびに日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日の該当する時間を除く。
- ・ピーク電力量…夏季(7月1日～9月30日までの期間)の毎日午後1時から午後4時までの時間で使用する電力量
ただし、日曜日および「国民の祝日に関する法律」に規定する休日の該当する時間で使用する電力量を除く。
- ・夜間電力量…ピーク電力量及び昼間電力量以外の時間で使用する電力量
- ・夏季…毎年7月1日から9月30日までの期間
- ・その他季…4月1日から6月30日までの期間および10月1日から3月31日までの期間

「RE100 technical criteria」の概要

「RE100 technical criteria^(※)」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

1. バイオマス（バイオガスを含む）
2. 地熱
3. 太陽光
4. 水力
5. 風力

また、RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電気（電力証書を含む。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法

自家発電 (Self-generated electricity)
1. 企業が保有する発電設備による発電
購入電力 (Purchased electricity)
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離した電力証書の購入
7. その他の方法

注：「その他の方法」では RE100 Technical Advisory Group が評価の上、RE100 の運営委員会が適正を判断する

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA をもとに作成

提出様式例

2020年〇月〇日

特 定 電 源 割 当 証 明 書

●●●●
〇〇 〇〇 様

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 印

2020年〇半期に以下の通り●●●●に電力を供給したことをここに証する。
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、●●●●に移転したと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

1 お客様情報
お客様番号 〇〇〇〇
需要施設名 〇〇〇〇
需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
契約電力 〇〇〇〇kW

2 供給期間
2020年〇月〇日～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再エネ由来電力量 (kWh)【A】													
供給電力量 (kWh)【B】													
再エネ比率 (%)【A/B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量 (kWh)
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
合計 (kWh)			

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	〇〇
合計 (kWh)					

総計 (kWh)

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1 条件

(1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示(※1)しており、かつ、①前年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②前年度の未利用エネルギー活用状況、③前年度の再生可能エネルギー導入状況、④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要素	区分	得点
①前年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数(調整後排出係数) (単位:kg-CO ₂ /kWh)	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
	0.600以上 0.690未満	20
	0.690以上	0
②前年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③前年度の再生可能エネルギー導入状況	7.50%以上	20
	5.00%以上 7.50%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

(注) 各用語の定義は、属表「各用語の定義」を参照。

- ※1 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（令和2年9月29日改定）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。
- ※2 一般財団法人日本エネルギー経済研究所グリーンエネルギー認証センターの認証に係るグリーン電力証書に限る。

(2) グリーン電力証書の譲渡予定量を示すことにより入札資格を得た者が落札した場合、落札後、契約までの間に、グリーン電力証書を国に譲渡することとする。譲渡とは、グリーン電力証書の発行を行った者が、現在のグリーン電力証書の保有者を管理するための帳簿等の名義を部隊側が指定する名義に変更することをいう。書類等がある場合、その書類等も譲渡すること。

2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1（1）の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1（1）の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1（1）の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1（1）の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。